

お知らせ

記者発表資料

令和5年4月28日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、公正取引委員会より独占禁止法違反とされた下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4番33号
関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

2. 指名停止措置期間

中国電力株式会社 令和5年4月28日 ～ 令和5年6月27日 (2ヶ月)
関西電力株式会社 令和5年4月28日 ～ 令和5年5月27日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

公正取引委員会は、令和5年3月30日、当該両業者について、小売供給を行う電気の取引分野において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテル）を行っていたと認定した。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為（一般工事））を準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第5号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為（一般工事）) 5 中国地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長 はらだ あきのり 原田 明典（内線2511）

◎総務部 専門調査官 おかざき はるよし 岡崎 晴好（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官 いけじり やすひと 池尻 泰人（内線130）

◎総務部 経理調達課 課長補佐 こいそ まさとし 小磯 政敏（内線132）